

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 39 2012年6月20日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

次回期日は2012年8月9日(木)15:00～(弁論準備)の予定

☆裁判所による現地進行協議

がおこなわれました(4月27日)

参加者：東京高裁：浅見裁判官(左陪席)

控訴人：大木、高橋、若狭、野崎各弁護士、伊藤、広田、高松、高橋、山家ほか

被控訴人：谷田、平野各弁護士ほか指定代理人

- 10:40 五十里ダム集合・視察・大木弁護士がダムの概要を説明
- 10:43 五十里ダム出発
- 11:00 湯西川道の駅集合・湯西川ダムのダムサイトで下車。試験湛水でかなりの水が入ったダム湖を上方から視察。赤下地区の風穴は絶滅危惧種の植物とともに、すでに水没していた
- 11:30 「水の郷」の地域振興のための施設等を車内から視察した後、川治ダムへ
- 12:00 川治ダムを出発し、南摩へ向かう
- 13:30 鹿沼市上南摩・室瀬地区に到着。昼食、休憩。鹿沼の原告の人たちが何人も集まっていた。広田さんがダム直下の住民として裁判官に説明。裁判官はしきりに「広田さんの記憶にある最大の洪水時には、どの辺りまで水が来たのか」と聞いていた。前日からの降雨でわずかに増水してはいるが、やはり南摩川は小さな川だった。
- 14:35 南摩川の源流の地である弁財天視察
- 14:50 南摩出発
- 15:55 思川の乙女地点(流量観測所)到着・視察
- 16:25 渡良瀬遊水地北エントランス駐車場到着後、遊水地内を徒歩で視察
高松さんが谷中湖の説明。水質が悪いこと、冬季に干し上げをするのは水が余っているからではないか、第2貯水池のダム計画は止まったこと等を説明。
- 16:40 ヨシ原の海に浮かぶ雷電神社、延命院跡等のかつての谷中村の中心部を見晴らす
- 16:50 遊水地の堤防上で伊藤さんが越流堤について説明。過去に遊水地に水が入った時、最大でも60%程度であった。藤岡町は台地上に住宅街があるので、実質は水害はなかったと考えられること等を説明
- 17:15 栗橋地点到着後、カスリーン台風時の利根川の破堤箇所(カスリーン公園)を視察
- 17:30 解散

各地点で裁判官は熱心に説明を聞いていた。高松さんが差し出した遊水地関連の本は「受け取れな

い」、パンフは受け取ったが、しかし、しばらくして、「一応目を通したので返しておきます。必要なら証拠書類として出して下さい」となった。(文責：葛谷理子)

国がやっている事業なので

県には資料も答える能力もない・・・被控訴人の回答

6月1日の進行協議の状況

大木一俊弁護士による《栃木・3ダム訴訟控訴審の報告》

- 1 東京高等裁判所第4民事部・弁論準備
2012年6月1日午後3時～3時25分・16階ラウンドテーブル
- 2 出席者
裁判所—小池裕裁判長・浅見左陪席
控訴人側—大木、高橋、服部（以上代理人）、野崎（復代理人）、嶋津
高橋比呂志、山家茂樹（以上控訴人）
被控訴人側—谷田、平野、外指定代理人数名
- 3 内容
 - (1) 裁判長の交代
4月に着任したばかりで、主張書面は読んでいるが、まだ証拠との突合まではしていないので、場違いな発言があるかもしれないが容赦願いたい。
また、現地進行協議への協力には感謝したい。天気には恵まれなかったが、出席した浅見主任からの報告で非常にビビッド認識ができています。
 - (2) 提出書面等
控訴人からは、既に控訴状、控訴理由書、準備書面1及び2が出ており、これを陳述する。また、それに関連して甲A11の1～12、甲B150～165の2、甲C88～89が提出されており、採用して取り調べる（ただし、田村意見書（甲C88）については原本を失念）。本日付けで準備書面3の陳述とそれに関連した証拠甲B166～187を取り調べる。
被控訴人の第一準備書面を陳述する。
 - (3) 今後の予定
控訴人は、ハッ場ダムに関する①現行モデルの検証、②地滑り、③費用対効果についての準備書面と④南摩ダムの利水に関する準備書面を予定している。①と③については2か月後位で完成し、②と④はその後になる。
被控訴人は、浅見裁判官からの、①「法的判断の枠組みに対する主張は被控訴人第一準備書面でなされているが、控訴人らの具体的な内容に関する主張～例えば控訴人準備書面3に対する反論はしないのか。」との問いに対し、「被控訴人において本件訴訟で必要と思われるものについては既に反論をしており、これ以上の反論は必要がないと考えている。」と回答し、②「県の側でもハッ場ダムや思川開発事業等の資料を出してもらえないか。」との要請に対し、「国がやっている事業なので、県にはないし、県が答える能力もない。必要があれば、国に要請して出してもらおうだけ。」と回答した。
 - (4) 今後の日程
夏季休暇の関係で次回弁論準備期日を8月9日午後3時とする。
控訴人らは8月6日までにハッ場ダム関係での①現行モデルの検証と③費用対効果についての準備書面を提出する。
被控訴人は、控訴人準備書面3について、反論の必要があれば反論する。 以上

公共事業の復活

民主党政権が掲げた「コンクリートから人へ」という看板が、大きく傾いている。

政府与党は、八ッ場ダムの建設再開を決めた昨年末以降、堰を切ったように大型公共事業の復活を決めている。東日本大震災後、「防災」が公共事業に求められる大切な機能のひとつになった。しかし、防災に名

無駄遣いは許されない

を借りて、無駄な公共事業を復活させることがあってはならない。

新東名高速道路の静岡県内区間約162キロが先日、開通した。東名より内陸を走るため津波の被害を受けにくいとされ、サービスエリアなど12カ所にヘリポートを備える。

東西を結ぶ大動脈の機能的な渋滞は、解消する必要がある。大地震の発生が予想される地域であり、防災機能の強化も喫緊の課題だ。優先順

位の高い公共事業といえるだろう。問題なのは、費用対効果や優先順位に目をつぶったとしか思えない大型公共事業の復活だ。

政府は、九州横断自動車道長崎大分線など高速道路6区間の4車線化再開や新名神高速道路の未着工区間の建設凍結を解除した。

4車線化は政権交代後の09年に凍結されていた。新名神の未着工区間建設に着手する方針も決めている。政権交代直後に「白紙」としたいわづましい区間だ。

なせ今、大型公共事業の凍結解除が相次ぐのか。「衆院解散をにらんだ選挙対策」との見方も出ている。

公共事業が国民生活を向上させた。景気を刺激する効果は否定しない。しかし、バブル経済崩壊後、景気対策と銘打った無秩序な公共事業が、今日の財政危機を招いたことを忘れてはならない。

県内3ダム訴訟の裁判官

湯西川、南摩ダムを視察

南摩（鹿沼市）、湯西川（日光市）八ッ場（群馬県）のダム3事業への公金支出は違法だとして、市民オ

浅見裁判官は午前中、日光市の五十里ダム、湯西川ダム、川治ダムを視察。午後から鹿沼市の南摩ダム建設予定地、思川の流量を観測する小山市の乙女地点、栃木市の渡良瀬遊水地を訪れた。

南摩ダムは午後2時から約50分間、ダムサイト予定地などを視察。原告の地元住民や被告側の県職員ら計約20人が同行した。住民側は判決を不服として控訴した。（加藤寛）

2012年 ⇒ 4月28日 下野新聞

2012. 4. 22

↑ 2012年4月22日 毎日新聞社説

↓ 2012年4月24日 毎日新聞

2012/4/29 毎日

災害対応策は横の連携で

嘉田 由紀子 滋賀県知事



省庁縦割りに見切り 地元主導で安全構築

東日本大震災は、自然の脅威と人間の限界を見せつけ、古来繰り返されてきた災害への教訓を忘れず、常に備えること

「自分のまちは地震や洪水が起きたらどんな被害があるのか」は住民の大きな関心事だが、行政はダムや堤防など施設

その中でも滋賀では、水害について地域全体での対応能力を「地先の安全度」によって示した。全ての治水施設と地形

条件を加味。安全な土地の利用促進や効果的な治水対策を可能にし、地域の避難方法の検討や、不動産取引等の判断の材料にもなる。4年かけて、ほぼ滋賀全域

これを柱に、一流域治水政策」を提案している。そのためには「川の中」の

河川部局と、「川の外」の都市計画、町づくり、農地政策等、多くの分野の連携が必要だ。省庁縦割りの国の出先機関

では、地域に根ざした横つなぎの政策は構築していく。

住民の命と暮らし、地域の安全を守る責任は、まず地元自治体にある。自治体同士が、縦割りでない最善の方策を議論するためには、国の権限・財源を地域に丸ごと移管すること

が有効だ。今、関西と九州は国の出先機関の移管を求めている。四国や中国地方でも動きが始まった。日本の一刻も早い再生復興には、地域の自立こそ最低条件。多くの人の賛同と理解を求めたい。



琵琶湖 大津市

滋賀の流域治水政策	
目標	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける
手段	川の中の対策だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」(川)の外の対策)を総合的に実施する
河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)	ながす 河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など
流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる 調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など
氾濫源減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる 輪中堤、二線堤、露堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など
地域防災力向上対策	そなえる 水害履歴の調査・公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など

関東平野にも、脱ダムの風よ吹け！

利根川流域市民委員会の再結成集会の記録

2012年4月29日・東京・全水道会館

1. 新潟大学名誉教授・大熊孝さんのあいさつより

2006年に流域市民委員会が発足した当時はまだ希望があったため、活動らしい活動をしてこなかった。利根川河川整備計画の策定作業が再開されようとしている今、市民委員会も再出発が必要だ。ハッ場ダムの現地では巨大な橋が自然を完全に破壊している。自然の破壊だけでなく、これは文化の破壊である。ぜひ現場に行って見てほしい。自分の目で確かめた上で運動を進めていって欲しい。

2. 前・淀川水系流域委員会委員長・宮本博司さんの講演より

28年間国交省で仕事をしてきた。榎尾川ダムは大阪と和歌山の県境に位置し、榎尾川は小川のような川だった。平成21年に本体工事に着手していたが、《榎尾川ダム有識者会議》のメンバーとなり、「住民の命を守るためにどうしても最優先で必要というならダムも造るべきだろう、しかし他の治水事業に対して榎尾川ダムは優先かどうか、を問うた。その結果、本体工事に着手していた榎尾川ダムが中止になった。議論は全て公開した。毎回傍聴者が発言をし、マスコミも高い関心を持って報道した。

ダムは非常に特殊な条件の時のみ効果があるがその他の場合には効果がないものだ。ダムは河川及び周辺環境や地域社会に大きな影響を与えるものなので、できるならば避けたいが、住民の生命を守るためにどうしても緊急的に必要な場合には速やかに実施すべきである。

ダムが完成しても想定以上の洪水が起これば壊滅的被害を被る。想定洪水をいつの日にか防ぐために、常に工事をし続け、堤防が決壊しても《想定外だったから》《未だ完成していなかったから》との責任回避ができる。ダムを造りたいと本気で思っている現役役人はほとんどいないが、メンツのため、先輩のやってきたことを否定できない、継続する方が楽、強烈なOBの指示がある等で建設にこだわるのだ。

3. 嶋津暉之さんの報告より

流域住民の安全を守るためには、越水しても直ちに破堤しない堤防が必要だ。そのような河川整備計画の策定をすべき。耐越水堤防へ強化することができれば、流域の安全性は大きく向上する。最小の費用で最高の効果を得るためには、ハイブリッド堤防(鋼矢板を入れた堤防)がよい。

4. 大熊孝さん・宮本博司さん・嶋津暉之さんによる

パネルディスカッション「これからの活動」

大熊：3年くらい利根川からはなれていたが、今日話を聞いて少し見えてきた。それぞれの部署で働いている河川技術者がどう考えているのか。たぶん技術者の劣化がどんどん進んでいくのではないかと懸念している。

宮本：今生きている住民の命を守るために、それらの事業が優先的におこなわれているかどうか、造る側の最終的計画をどう進めるか、ここにミスマッチがあるのだろう。100年後の人のためにやるのか、今の人のためにやるのか。

嶋津：1兆4000億円という、いつ終わるかかわからないような事業をし続けるのが利根川流域河川整備事業だ。

大熊：今生きている人たちの安全をどう守るか。100年後の子孫のために何を残すのか。生態系を壊し、景観を壊し、河川環境を大事にしようという考えが生かされていないことが問題だ。

宮本：造り続けたいというためだけで、何のために、はない。予算をいかに使って継続的におこなうか。言い訳はいくらでも可能。責任は取らなくて良い(想定外と言えば済む)。整備計画を見直すべきだ。

机の上でやっているのはダメ。現地に行き、ここがダムになったらどうなるか、今何が緊急性があるのか、現地の住民と話し合うことだ。

嶋津：流域市民委員会としては対案を作って提案していきたい。ところで、今の住民の命を守るための計画について助言がほしい。

大熊：堤防の強化だ。今の利根川の堤防は全国的に見れば比較的強いと思う。これまで30cmや50cm越水しても壊れていないのに「1cmでも越水したら堤防が壊れる」という前提はおかしい。危ない場所ははっきりわかっているのだから、そこを強化していくのがよい。ハイブリッドと言って、土より少し堅いもの（土の強度の3倍程度のもの）があれば良いのでは。コンクリートは100倍くらいだ。信頼度の高い技術があるので、きちんと発注すればゼネコンはきちんと応える。

宮本：対越水補強は重要である。タブーが住民の命をおろそかにしている原因だ。現地へ行ってみる。見ればピンとわかるはず。マスコミも行ってみる。地域全体でもり立て、見切り発車を許さないこと。それを国側にぶつけていく。

大熊：江戸川の問題や、下流の問題もある。地域間対立が出てくる。江戸川には4割を流すはずの所、今は2割しか流していないので、下流にしわ寄せが来ている。

嶋津：ハイブリッド堤防を国交省は正規の堤防と認めていない。技術をきちんと普及させ、ハイブリッドを認めさせるにはどうしたらよいか。

大熊：独立した機関にやらせて越流させる実験を行うのがよい。国にはやらせてもできない。

宮本：国は昭和60年頃に加古川(兵庫県)で実験した(土木研究所)。ビニールシートを使った巻き堤で実験したが、何時間経っても切れなかった。効果があったということだ。

宮本：タブーではなく行政の判断である。ダムの計画が破綻するのでやらないだけだ。委員の学者になぜ堤防強化をやらないのかと聞くと、「わかりません、わからないが私は100%の自信がありません」と言う。土木研究所ではその後も研究している。「更に研究を続けるべき」と結んでいるが、これは「やらない」と言うことと同じだ。

大熊：2004年に16500t流れたが、それでも計画流量より実績はある。

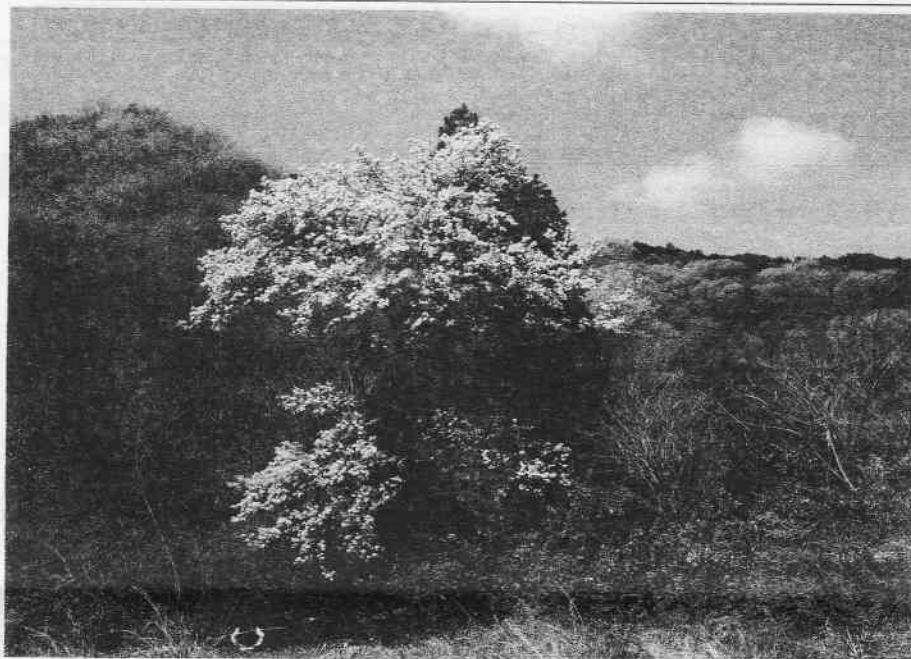
嶋津：国交省は急ピッチで進めると思う。今の河川行政は最悪だ。そこで何ができるか。反対ばかり言ってもダメと宮本さんに言われたが、各地域で流域住民がそれぞれ考えて、声を大きくして行くしかない。

大熊：ハッ場で1000名の下流の人々が集まって意気込みを示すしかないのかも知れない。

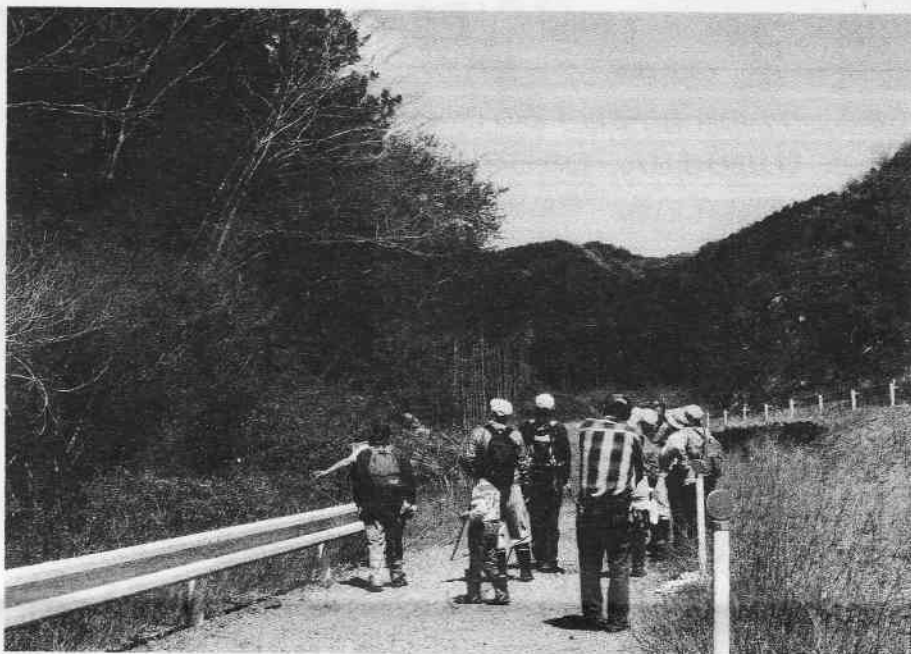
ハッ場ダムも南摩ダムも本当に必要と考えている人は少ないと思うのに、現実には建設へとどんどん進んでいってしまう。このジレンマがすっかり解消とはならない集会だった。相変わらず重いものが胸に残ったままである。
(文責：葛谷理子)

下流県のハッ場ダムをストップさせる会に ムダなダムをストップさせる栃木の会からお願いしました

6月14日、南摩ダムの費用を負担する下流4都県(茨城、埼玉、東京、千葉)のハッ場ダムをストップさせる会あてに、ムダなダムをストップさせる栃木の会から《南摩ダム(思川開発事業)に関するお願い》文書を発信しました。これは、南摩ダムを早く造るよう国交省をせつついているそれぞれの県行政に対し、各県民から「水はすでに余っているので、今後南摩ダムの水は必要ないからダムから撤退するように」との意見書を県知事あてに出していただけないか、という要請です。各県のハッ場ダムをストップさせる会で検討中とのことです(東京都は利水から撤退しています)。



満開のヤマナシ (2012/4/28・鹿沼市上南摩)



南摩ダム建設予定地を歩く観察会参加者たち (2012/4/28・鹿沼市上南摩)

本の紹介

「ダムとの闘い」

思川開発事業反対運動の記録

藤原 信 編著 緑風出版 2400 円

凍結中のダム事業が続々と復活している今、ムダなダムの典型とも言うべき南摩ダムの反対運動に取り組んだ詳細な記録 (お問合せは事務局まで)

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000 円

郵便振替口座：00140-1-500609